

主文
本件控訴をいずれも棄却する。
控訴費用は控訴人らの負担とする。
事 実

〔申立〕

控訴人ら代理人は「原判決を取り消す。本件を静岡地方裁判所に差し戻す。」との判決を、被控訴人ら代理人は主文第一項同旨の判決をそれぞれ求めた。

〔主張〕

当事者双方の主張は次のとおり付加、訂正するほか、原判決事実摘示中「第二当事者の主張」のとおりであるから、これを引用する。

一 原判決二枚目表七行目の「日蓮正宗宗制及び宗規」を「日蓮正宗宗制（以下『宗制』という。）及び日蓮正宗宗規（以下『宗規』という。）」と改める。

二 同三枚目表末行の「能化」の次に「（僧階が権僧正以上の者）」を加え、同裏二行目の「ここで」から三行目の「称する。」までを削除する。

三 同四枚目表三行目の「総監、重役」の次に「（総監、重役は法人事務の決定機関である責任役員会の構成員である〔宗制六条二項〕。）」を加え、五行目の「（同条三項）。ここで総監及び重役とは、」から七行目末尾までを「（宗規一四条三項）。」と、同裏八、九行目の「日蓮正宗宗規」を「宗制、宗規」とそれぞれ改める。

四 同五枚目裏四行目の「A上人遷化後に」の次に「法主選定のための」を加える。

五 同七枚目裏六行目の「教義」の次に「上」を加え、八行目の「ここで」を削除し、一〇行目の「書き写すことである。」を「書き写すことであるが、」と、末行から八枚目一行目の「法主が書写したもの（曼荼羅と呼ばれる。）は」を「法主が書き写したものは曼荼羅と呼ばれ、これが」とそれぞれ改める。

六 同一〇枚目裏五行目の「血脈相承は」から九行目末尾までを「法主はその後継者としてふさわしい僧侶ただ一人を選んで血脈相承を行うものとされている（このような血脈相承方法を『唯授一人』という。）」と、末行の「『口伝相承』により」から同一一枚目表二行目末尾までを「口頭で行われ、仏法における重要な相承方法とされ、口伝と呼ばれている。」とそれぞれ改める。

七 同一一枚目表四、五行目の「秘伝とされる。その意味は、血脈相承の」を「、その」と、五、六行目の「秘密とされるということである。」を「秘密とされ（秘伝）、」とそれぞれ改める。

八 同一三枚目表一〇行目の「確然と」を「画然と」と改め、裏七行目の「日蓮正宗」を削除する。

九 同一四枚目表三行目の冒頭に「同条は」を加え、同じ行の「規定」から四行目の「同条は、」までを「規定であり、」と、同裏末行の「表明したものである。」を「表明したもので、」とそれぞれ改める。

一〇 同一六枚目表一行目の「その者を」を「右方法によつて定められた次期法主の候補者を」と改め、同裏五行目の冒頭に「法主の就任時期については宗規中に明文の規定はないが、被控訴人日蓮正宗の不文の準則によつて『当代法主の退位又は遷化のとき』と定まつている。従つて、」を加える。

一一 同一七枚目表一〇行目の「原告らにおいても」をから同裏一行目の「確定した。」までを「控訴人らは控訴人らが主体となつて昭和五四年八月二五日に開いた第三回壇徒大会において、被控訴人Bを第六七世法主と仰ぎ信伏随従するとの信仰を積極的に表明し、その後も約一年半にわたり被控訴人Bを法主・管長として仰いでいた。」と改める。

一二 同一八枚目表四行目の末尾に行を改めて次のとおり加える。「しかし、A上人から血脈相承を受けた者は被控訴人B以外には存在しないから、被控訴人Bの血脈相承を否定することは、日蓮正宗の正統教義によれば、同宗における『宗祖の血脈』が断絶することを意味し、同宗は存続し得ないことになる。そこで、正信会の代表者らは被控訴人Bの血脈相承を否定するにあつて、宗祖の血脈は法主から法主へのみ秘伝されるものではなく、正しい大衆に相承されるという、いわゆる『血脈二管論』を骨子とし、結論として正信会にこそ正しく宗祖の血脈が受け継がれているとの、血脈相承に関する日蓮正宗の根本教義に真つ向から違背する内容の異端教義を創唱するに至つた。」

一三 同一一枚目表五行目の「関与しない者」を「関与し得ない者」と改める。

一四 同一二枚目表二行目の冒頭に「憲法は国民が公共の利益に反しない限り自

由なる信仰をなすことを保証するとともに、信仰に対する国家的保護を禁止しているところ、本来権利能力なき社団である宗教団体に法人格を付与するたむに宗教法人法が制定された（同法一条一項）。そして、宗教団体に法人格を付与するについては、法人の機関、権限等について明確に規定させて宗教団体の世俗的側面については国法の関与するところとし、反面、宗教的側面については、国家機関の関与することを禁止した。しかして、同法八五条によつて宗教団体に対する国家機関による干渉が禁止されているのは、あくまで『信仰、規律、慣習等宗教上の事項』について調停、干渉すること、及び『宗教上の役職員の任免進退』に関し勧告、誘導、干渉することであつて、法人組織上の機関に関する争いについては、むしろ国法が関与することを明定しているものと解すべきである。従つて、ある者が、三行目の「被告として」の次に「右」を、七行目の「そして、」の次に「本件のように」を、同じ行の「宗教活動上の」の次に「主宰者たる」をそれぞれ加え、九行目の「場合において、裁判所が」を「場合には、宗教上の地位の承継に関する選任準則は裁判所が認識する法規範としての選任準則でなければならないし、かかる選任準則は選任の効果が一定の客観的事実に係わるものとして裁判所において選任行為の存否の認定判断ができるものでなければならない。従つて、裁判所は」と改め、末行の「宗教活動上の」の次に「主宰者たる」を加え、裏三行目の「本件は」を「本件においては」と改め、五行目の「適法に法主に就任し」から末行の「本件では、」までを削除する。

一五 同二三枚目表二行目の「とされている。したがつて、本件においては」を「かどうかが争われているのであるから」と、六、七行目の「争点となる。」を「について審理、判断されるべきである。」とそれぞれ改める。

一六 同二五枚目表九行目の「選定を受けた者が」の次に「他に任命、認証、承認等の手続を経ることなく」を、同裏五行目の「同様選定により」の次に「直ちに」をそれぞれ加える。

一七 同二八枚目表二行目の「として述べるところは、」を「、信仰上の信念と深くかかわると主張する血脈相承は種々の意義で用いられているが、少なくとも法主選任準則との関係においては、宗祖の悟りの承継者もしくは教団の統率者としての権威付けの儀式という面と、宗規一四条二項の『選定』の意思表示たる面を有し、前者の面においてはこれを宗内に周知させる必要があり、血脈相承が行われたときには宗内に公示されるから、右公示がなされたことは、法主選任準則の要件事実を推認させる間接事実となり、その存否は裁判所において認定することができ、また後者の面においては法主選任という組織法的効果をもたらし意思表示の存否を問題とすれば足り、右意思表示そのものは何ら教義的色彩を帯ひるものではないから、これについても裁判所による認定は可能である。従つて、被控訴人らの主張は、」と改める。

〔証拠〕（省略）

理由

一 控訴人らは、いずれも自らが被控訴人日蓮正宗の教師の資格を有する僧侶で、同被控訴人に包括される各末寺の住職、主管又は在勤教師であり、かつ、住職又は主管たる控訴人らは同時に各末寺の代表役員又は責任役員たる地位にあると主張する者であるところ、控訴人らの本件訴えは、被控訴人Bの法主への選任手続が違法もしくは不存在であるにもかかわらず、同被控訴人において被控訴人日蓮正宗の法主に選任され、その結果として代表役員及び管長の地位にあると自称しているとして、被控訴人日蓮正宗及び被控訴人Bに対して同被控訴人が被控訴人日蓮正宗の代表役員及び管長の地位を有しないことの確認を求めるものである。

二 そこで先ず、本件訴えについて控訴人らが原告適格及び訴えの利益を有するか否かについて判断する。

1 成立に争いのない甲第一号証、第一〇ないし第一二号証、第四五号証、乙第二五号証の一ないし七、第六号証の一、二、第八号証、第九号証、第一一号証、第二二、第二三号証、第三三ないし第三五号証、第三七号証、第三九ないし第五三号証、第五六、第五七号証、原本の存在・成立につき争いのない甲第二九号証、第三〇号証、乙第三〇号証の一ないし八、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる乙第二五号証、第二九号証の一ないし五及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

（一）被控訴人日蓮正宗は、明治九年二月一九日に大石寺、北山本門寺、京都要法寺、富士妙蓮寺、小泉久遠寺、西山本門寺、伊豆実成寺が日蓮宗興門派として勝劣派から分離し、さらに、明治三三年九月一八日に大石寺が日蓮宗富士派として

右興門派から分離独立し、明治四五年六月七日に日蓮正宗と公称するようになり、昭和二六年に宗教法人法が施行されてからは同法に基づく宗教法人組織となり、現在の被控訴人日蓮正宗に至っている宗教団体であつて、宗祖日蓮が、建長五年（西暦一二五三年）に立宗を宣したのを起源とし、弘安二年（西暦一二七九年）日蓮が本門戒壇の本尊を建立したことによつて宗体の確立を見たものとされている。

(二) 被控訴人日蓮正宗においては、その宗教上の最高権威者は法主と呼称されるが、法主は宗祖日蓮からその仏法の一切を承継した代々の承継者として位置付けられており、その承継もしくは承継行為は「血脈相承」と呼ばれ、あたかも父から子へと血統が受け継がれていくのと同様に、宗祖の遺した仏法の一切が、中断することなく、また、いささかも変えられることなく、そのまま代々の法主によつて承継されるものであるとされている。

(三) そして、被控訴人日蓮正宗の昭和五三年一月七日改正の宗制、宗規（以下「現行の宗制、宗規」という。）においても、被控訴人たる宗教団体は、及「宗祖日蓮立教開宗の本義たる弘安二年の戒壇の本尊を信仰の主とし、法華經及び宗祖遺文を所依の教典として、宗祖より付法所伝の教義をひろめ、儀式を行はうこと等をその目的とし（宗制三条）、「外用は法華經予証の上行菩薩、内証は久遠元初自受用報身である日蓮大聖人が、建長五年に立宗を宣したのを起源とし、弘安二年本門戒壇の本尊を建立して宗体を確立し、二祖日興上人が弘安五年九月及一〇月総別の付嘱状により宗祖の血脈を相承して、三祖日目上人、日道上人、日行上人との順次に伝えて現法主に至る」ことをその伝統とする（宗規二条）と規定し、法主の地位については、宗祖以来の唯授一人の血脈を相承する者である（宗規一四條一、二項）と定め、その権限としては「本尊を書写し、日号、上人号、阿闍梨号を授与する」こと（同条同項）、次期法主を選定すること（同条二項）、前法主に本尊の書写、日号の授与を委嘱すること（同条六項）が認められている。そして、被控訴人日蓮正宗が明治三三年に興門派から分離独立した直後に制定された日蓮宗富士派宗制寺法（右宗制寺法は数次の改正を経た後、その名称を宗制、宗規と変更して現行の宗制、宗規に至っている。）以来今日に至るまで同趣旨の規定が宗制、宗規におかれていた（もつとも、右宗制寺法以後、少なくとも昭和三九年一月五日改正の宗制、宗規までの間は、「管長は宗祖以来唯授一人の法脈を相承して法主と称する」旨定められていたが、その趣旨は現行宗制、宗規と同一である。）。

(四) 一方被控訴人日蓮正宗においては、管長は一宗を総理し、法主の職にあつる者をもつて充てる（宗規一三条）とされ、代表役員は就任の前提とならざるに法主を選定する者をもつて充てる（宗規一三条）とされ、代表役員は就任の前提とならざるに法主を選定することができないときは、総監（代表役員によつて任命される代表役員補佐者として、宗務院の最高責任者として宗務を執行し、代表役員、重役とともに責任役員となる〔宗制六條二項、一六條ないし一八條〕。）、重役（宗会で選定され、三名の責任役員の一となる者〔宗制六條二項〕。）及び能化（権僧正の僧階の者〔宗規一九一條二項〕。）が協議して、次期法主を選定されており（同四條二、三項）、管長の具体的権限としては被控訴人日蓮正宗の責任役員会の議決に基づいて、「1」宗制の制定、改廃及び公布、「2」宗会の招集、停会及び解散、「3」訓諭、令達の公布、「4」宗務、布教、教育、その他の職制並びに役員職員の認証、任免、「5」住職、主管の任免及び僧階の昇級、並びに寺院教会の等級の認証、「6」僧侶、檀徒、信徒に対する褒賞及び懲戒並びに懲戒の減免、復級、復権、又は僧籍の復帰、「7」被控訴人日蓮正宗並びに寺院及び教会の財産の監督、「8」宗費の賦課徴収、義納金の徴収等の外に、教義に関して正否を裁定する権限を有しており（宗規一五條）、法主及び法主の地位を前提とする管長を解任する手続については現行の宗制、宗規上なら規定がなく、法主が退任又は遷化しないかぎり、法主及び法主の地位を前提とする管長が代わることはない。

(五) また、被控訴人の日蓮正宗の代表役員は、三名の責任役員のうち的一名であつて（宗制五條）、管長の職にある者をもつて充て（同六條一項）、同被控訴人を代表し、その事務を総理する（同八條）ものであつて、その権限としては、「1」宗会の招集（同二四條一項）、「2」宗会において選出された宗会議長、副議長の認証（同二五條一項）、「3」参議会を構成する半数の参議の任命（同二九條二項）、「4」寺院又は教会の設立等に対する承認（同四〇條）、「5」寺院又は教会が不動産等の処分等をする場合の承認（同四一條）等であるが、代表役員を解任する手続については現行の宗制、宗規上には規定がなく、その地位の前提たる法主、管長の地位に変動が生じないかぎり代表役員の地位も変動することがない。

以上の事実が認められ、右認定に反する証拠はない。

